

公益社団法人 日本歯科技工士会主催

第3回歯科技工士法施行規則 (リモートワーク等) の一部改正に伴う研修会

本研修会は2022年4月1日に歯科技工士法施行規則の一部改正が施行されたこと、また同年5月10日に厚生労働省から示された「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」の通知で歯科技工所の管理者が研修を受講の上、リモートワークを行う歯科技工士への研修実施等の記録を作成するよう示されていることから、開催することになりました。

※第1回(2022年12月10日)、第2回(2023年3月12日)に開催した研修会と同内容となります。

日時:2023年12月3日(日)13:00~15:40

開催方法:オンライン開催(ZOOM)

第1部

13:05~13:35

「歯科技工士法施行規則改正 (リモートワーク等)の内容について」

松井 哲也先生(日技認定講師、日本歯科技工士会専務理事)



第2部

13:40~14:40

「歯科技工におけるリモートワークの 基本的な考え方」

野崎 一徳先生(大阪大学歯学部附属病院・医療情報室・オーラルデータサイエンス共同研究部門 室長・准教授)



第3部

14:50~15:20

「実際の導入にあたって」

山下 茂子先生(日技認定講師)



受講料:①日本歯科技工士会会員:無料(修了証書あり:+1,000円)
②未入会員:5,000円(修了証書あり:+1,000円)

申し込み:<https://nichigi-seminar231203.peatix.com>
(上記URLまたはQRコードからアクセス)

申込期限:2023年12月1日(金)13:00まで

お問合せ:☎03-3267-8681(日本歯科技工士会事務局 担当:渡辺、壁谷)



歯科技工士法施行規則（リモートワーク等） の一部改正に伴う研修会

～講演内容～

13:05～13:35

「歯科技工士法施行規則改正(リモートワーク等)の内容について」

国（厚生労働省）が設置した「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」ではデジタル技術を利用して、歯科技工士の働きやすい環境づくりや人材確保を目指す観点からリモートワークの活用が議論されてきました。その内容を踏まえ、令和4年3月31日付で「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。

その改正の中でリモートワークを実施するにあたり知っておかなければならない「届け出」「業務内容」「構造設備基準」「歯科技工録」等の内容についてご説明します。

講師：松井 哲也先生（日技認定講師、日本歯科技工士会専務理事）

13:40～14:40

「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」

ダイバーシティ&インクルージョンを推進する社会においては、働き方改革による新たな勤務形態として「リモートワーク」が勧められています。ただし、「リモートワーク」にもデメリットもあり、業務管理方法の検討が必要と思われます。本講演では、「歯科技工の業務のあり方等に関する検討会」において議論された内容を基に、歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について平易に解説いたします。

講師：野崎 一徳先生（大阪大学歯学部附属病院・医療情報室・オーラルデータサイエンス共同研究部門 室長・准教授）

14:50～15:20

「実際の導入にあたって」

歯科技工におけるリモートワークを導入するにあたって、歯科技工録作成やセキュリティ対策など注意すべき点が多々あります。実際の導入事例を、追加設備や留意点を含めてご紹介します。

講師：山下 茂子先生（日技認定講師）
